

令和5年第4回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月7日(金)午後2時 00 分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による農地転用届
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)

報告第3号

非農地通知について

出席委員 6名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵  
4番 小畑 義宏 5番 齊藤 孝一  
6番 藤内 宣幸 7番 星野 賢一

欠席委員 1名

3番 後藤 利夫

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後2時 00 分 開会

(局長) それでは、只今より令和5年第4回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会はお一人欠席でございますが、出席委員数は過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さんこんにちは。先月の集落説明会は、大変お疲れさまでした。全体で76人の担い手が参加して、来年度の施策の説明のほか、様々な情報交換ができました。農業委員会と致しましても、行政やJAと、担い手が直接意見交換ができる貴重な機会でございますので、大事にしていりたいと考えています。また、先月実施した、本委員会の農業委員・最適化推進委員の公募につきましては、募集人数に達する推薦や応募があったとのことでございます。今後は、市長部局の評価委員会において評価等をするとのことでございますが、私達の任期は7月19日でございますので、引き続きよろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。これは農地中間管理機構を通じて貸借するものでございます。申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 土地所有者別府市の方 借受人も別府市の方です。区分、農振地域・農用地区域。賃借権を設定する土地、大字東山、田、現況田、1,012㎡のうち910㎡、外5筆、計7,070㎡です。賃貸料、10aあたり7,000円、借受後の経営作目 かんしょ、機構の借受期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間。借り受け人への貸付期間も同じです。選定の理由は、公募に応募した者とマッチングした結果、条件等が一致した、というものです。ここで少し、議案の題名について説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、今年4月1日より市町村が定める農用地利用集積計画と農地バンクが定める農用地利用配分計画が統合し、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。これが議案の題名に書かれている農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画のことです。そして、中間管理機構がその促進計画を定める際には、農業委員会と市町村の意見を聴かなければならないとされています。今まで別府市では、中間管理機構を通じて貸借する場合、出し手から機構へは集積計画、機構から受け手へは配分計画を定めることによって契約していましたが、二年後には出し手から機構へも、機構から受け手へも、促進計画を定めることによって契約することになります。大分県の場合、完全に一本化するまでは、経過措置として2年間は今までの農業経営基盤強化促

進法第18条第1項による農用地利用集積計画による契約ができます。しかし、もうこの条文はなくなりましたので、議案の題名には旧の字をつけて、かっこがきで(経過措置)と記載しております。ちなみに、地域計画が策定された地域は、二年経たずとも、そこからは促進計画に一本化されます。結論としては、法律は変わっても中間管理機構を通じた農地の貸借であることには変わりなく、審議内容もこれまで通りということです。説明は以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の6番委員から補足説明をお願いします。

(6番委員)今回は、担当推進委員と両申請者の4人一緒に現地確認をいたしました。土地は6筆が6枚の水田でなっており、一か所にまとまっているので作業しやすい場所でした。借人はもともと1町を目標にしていたので、今回の申請で1町1反となり、目標が達成できたと喜んでいました。貸人も、やる気のある方に貸し付けられたので応援したいと喜んでいました。

(議長)只今、6番委員からの補足説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(7番委員)先程の説明で、法律が変わったとのことですが、難しくなったのですか、簡単になったのですか。

(事務局)本日お配りした農業経営基盤強化促進法の一部改正という冊子の3ページをご覧ください。中段の農地の集約化等をご覧ください。農業委員会は積極的に農地バンクを活用しなければなりません。また、3分の2以上の農地所有者の同意が取れば、活用できます。今後基盤整備を受ける予定がある方は、中間管理機構を使った方が良いでしょう。貸付期間は20年から40年に伸びました。農業委員会による農地利用最適化指針の策定が義務化されました。

(議長)他にご意見ご質問はございませんか。

(各委員)なし。

(議長)特にご質問等もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することに意義ありませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことあります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)等になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)等になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号5について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)等になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理(合意解約)について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)等になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第3号非農地通知について、事務局からの説明を求めます。

(事務局)今回の非農地通知については、併せて168筆、118,139㎡の農地の所有者に発送いたしました。昨年の12月と今年の1月の総会でお話していた、亀川地区の平成26年から赤判定の農地です。3月上旬に発送し、3月24日までに疑義があれば連絡いただくようにしておりましたが、非農地ではない、という内容の連絡は1件もありませんでしたので、全て非農地に確定し、農地台帳から削除いたします。お手元に非農地判断の徹底についてという国から県への通知をお配りしています。既に以前タブレットに送ったことがあるのでご覧いただいたことがあると思いますが、改めて、内容を簡単に申し上げますと、農業委員会は、「農地法の運用について」という通知の規定に基づき、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、調査した農地が森林状態など、農地に復元することが困難な場合、又は周辺の状況から農地に復元したとしても荒れてしまうことが見込まれる場合は非農地判断を行うことになっています。しかし、非農地判断すべきなのに、放置されている農地が多いため、3人以上で利用状況調査を実施し、再生困難な農地と判断された場合は調査後直ちに農地台帳から除外すること、と以前より簡単に非農地判断できるように変わりました。今

回については、以前からずっと赤ではあるが、非農地通知を出していなかった農地であり、非農地通知を出すことに問題ないと思われます。以上です。

(議長)非農地通知について、ご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後3時 25 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 6 番 委 員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 7 番 委 員 \_\_\_\_\_